

令和4年第21回住田町議会予算審査特別委員会

議事日程(第4号)

令和4年3月9日(水)午前10時開議

- 日程第 1 議案第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算  
日程第 2 議案第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計予算  
日程第 3 議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第 4 議案第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算  
日程第 5 議案第6号 令和4年度住田町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員(10名)

- |    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 水野正勝君  | 2番  | 荻原勝君   |
| 3番 | 佐々木初雄君 | 4番  | 佐々木信一君 |
| 5番 | 佐々木春一君 | 6番  | 村上薫君   |
| 7番 | 阿部祐一君  | 8番  | 林崎幸正君  |
| 9番 | 菊池孝君   | 10番 | 高橋靖君   |

欠席委員(1名)

- 11番 菅野浩正君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君

副町長 横澤孝君 教育長 松高正俊君  
総務課長兼選挙管理委員会書記長 山田研君 税務課長兼会計管理者 佐藤修君  
企画財政課長 菅野享一君 町民生活課長 紺野勝利君

保健福祉課長  
兼地域包括支  
援センター長  
農政課長兼  
農業委員会  
事務局長  
教育次長

千葉英彦君

建設課長

佐々木真君

佐々木光彦君

林政課長

千葉純也君

多田裕一君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長

松田英明

係

長

高橋京美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○委員長（高橋 靖君） ただいまの出席委員は10人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議案第2号の質疑

○委員長（高橋 靖君） 議案第2号、令和4年度 住田町国民健康保険特別会計予算の審査を行います。

歳入歳出全部について質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） おはようございます。

それでは、国保会計に関わって、一つは国民健康保険税の算出に関わってですけれども、令和4年度からの子供の均等割保険料を軽減する支援制度が始まるとされております。全世帯の未就学児の均等割保険料の5割を公費で軽減するとなっておりますが、これは今回の予算の中でも反映されているものかどうか、確認させていただきます。

二つ目は、103ページの県の支出金の2節2の特別交付金に、保険者努力支援分という保険給付費のところの交付金があるわけですが、これは県の統一に、国保会計の統一化に向けて標準化をしてくという狙いもあって、各自治体の保険料収納率、給付適正化などの努力に対して交付金を増減するものですが、この保険者努力支援制度とはいいつつも、まちの財政に対する、一方では締めつけになるのではないかと思われるんですけども、その辺、本町においてはどうか、確認します。

三つ目は、106ページの歳出の、1款総務費の中の一般管理費で、事務費に国保データベースシステムの手数料があります。これは、国保の医療費等のデータをいろいろ連結、機能を果たして自治体の事務処理の軽減を図る役割もあるだろうと思いますけども、この国保データベース、レセプトをデータにも関わってきますけども、この有益な活用ということで、

どのように活用し国保加入者の健康増進等に生かされているか、確認させていただきます。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） それでは、佐々木委員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の国保税に、子供の均等割の権限の部分が予算化されているかということですが、昨年改正もされておりますので、今回の計算にはその部分も算入されているということになります。それから、ちょっとお待ちください。保険者努力支援分のことでございますけれども、この項目が毎年のように変化するという部分もございます。国が推進しようとしていること等が反映されることになるわけですが、それでその年その年、その評価、評価により交付金が計算されるということになります。例えば受診率、特定健診の受診率とか保健指導の実施率、それからがん検診の受診率、細かく共通項目あるいは固有項目ということとかなり細かく設定されているわけですが、先ほどそれが町の締めつけになっているかというような御質問でございましたけれども、毎年のように変化しながら全国で取り組んでいるということでもございますので、その年によってはそういうこともあろうかと思いますが、とにかく保険、国民健康保険の健全な運営という部分で毎年取り組んでいるということになるかと思えます。

それから3点目、データベースシステムの、どのように活用されているのかという御質問でございましたけれども、国保連が保有する健診、医療、介護の各種データを活用して統計情報、それから個人の健康に関するデータを作成して、それを活用しているということになります。この部分については、そのデータを保健指導、あるいは全体的な保健の活動の取組の根拠として活用しているということになるかと思えます。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） まず、国保税の均等割の関係では前にも取り上げたことがあるんですけども、国もやっと踏み出したということなんで、今後は対象年齢等軽減割合をさらに拡充するように求めていったらいいのではないかというふうに思います。国保の方々の負担感の高いのが子供の分の均等割ですので、その辺の考えを、所見をお聞かせください。

それから、保険者努力支援については、いずれそれぞれの自治体の、医療や住民の健康を独自に進める体制のものを県の統一化に向けて標準化していくという部分で、併せてその保

険料の様々な点検項目があるようすけども、私は主要としては、保険料の収納率、給付の適正化に向けたものになるということで、独自の取組を締めつけるものになりはしないかということを懸念しているものですから、そういったところで、現状における保険料の収納率、給付の適正化というものの評価はどうなっているか、分かればお答えください。

あと、データベースの有益な活用については、町内には対象者がどうかということがありますけども、特に効果を出している事例では、指定の難病患者とか、あとは小児の慢性特定疾病児等の医療に関わることでデータベースを充実することで、それらの医療健康管理に生かされているという事例もあるようですので、そうした特定の、特定疾病を抱えている対象者、あるいはそれらに向けての対応というようなものがどうなのか、確認させていただきます。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 収納率、それから給付の適正化という部分、お話ありましたが、いずれ現在、県全体で統一化という部分でその目標に向かって進んでいる最中でありませう。

実際、給付の適正化といいますか、市町村によって差があるという状況でもありますので、なかなか統一化の話合いもなかなか進展、目標は間違いないんですけども、なかなか進展しないというような状況であるのかなというふうに捉えております。

すみません、国保税の子供の均等割の部分ですけども、前に御質問いただいたときにはまだ制度化されていないときでありまして、なかなかできないお話をさせていただきましたが、現在法制化されましたので、委員おっしゃるとおり、今後その運用の方法についてはぜひ、よりよい方向に行くように取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 国保データベースシステムの、指定難病とか小児慢性医療に係るものについて活用されているのかというような御質問でございますけども、国保の加入者の方たちについては、レセプトが来ますので、難病とか小児の病気の状況については当課でも把握しているところです。それにつけても、難病とか小児医療につきましては、医療機関との連携が必須となっております。お互いに連携を取りながら、そういう方たちの対応を

今図っているところであります。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） そのほか、ありませんか。

これで、議案第2号、令和4年度 住田町国民健康保険特別会計予算に対する質疑を終わります。

---

### ◎議案第3号の質疑

○委員長（高橋 靖君） 次に、議案第3号、令和4年度 住田町介護保険特別会計予算の審査を行います。

歳入歳出全部について質疑を行います。

発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 1点お伺いたします。

128ページ、5款地域支援事業、1項包括的支援事業任意事業、1目包括的支援事業任意事業の12節委託料、配食サービス業務委託料についてお伺いたします。

私も以前新型コロナ禍に関わりまして、高齢者の一人暮らし世帯の対象者におきまして、高齢者のフレイルですとかライフスタイルの向上ということで、配食サービスを積極的に周知案内し、必要に応じて申込みを取り組んではどうかというような提案を、以前させていただいておりました。改めてこのコロナ禍において、この配食サービスの実施状況ですとか、まちが捉える現状をどのようにお考えか伺いたいと思います。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 水野委員のただいまの配食サービスについての御質問でございますが、現在、今ここの地域支援事業の部分につきましては、今要介護1から5の方の対象者の方に対しての配食サービスの部分になります。

要支援1、2の方については、次の2項の介護サービス支援サービスのところであるわけですが、コロナ禍においての配食サービスの提供というところにつきましては、現在様々な方たちが配食サービスを利用されております。コロナ禍だけでなく通常の時分から

利用されている方もいらっしゃいますし、サービスを受けている方については、週6回お弁当もしくはおかずを提供されている、受けている方もいらっしゃいます。積極的に進めるといふところもございますが、ある程度配食サービスについては、必要な方に対して必要なサービスを提供するというのが介護保険の目的でございますので、あとちょっと自分でできるような方につきましては、個人でお弁当屋さんに頼んでいただくとか、そういう手法もございますので、私たちの部分については、現在は介護保険の中の必要な部分に対しての予算を措置しているというような状況になっております。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） すみません、私の勉強不足で項目が少しずれていたところはおわび申し上げます。

いずれにしても、このコロナ禍において、高齢者への影響というのは様々起きているんだろうと推察しております。まだまだこのコロナ禍が続く見通しもある中で、今後まちとして、この高齢者への配食サービスを通してフレイル対策、高齢者支援というところ、どのような見通しで今後対応していくお考えか、展望の部分も含めて、もう一度見解を伺いたいと思います。

○委員長（高橋 靖君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 配食サービス等につきましては、一つのサービスのメニューとなっているところです。配食サービスのみならず、地域で実施している地域ミニデイサービスであるとか、高齢者の方については、総合事業の対象者になる方については、デイサービスに通っていただくとか、やはり社会参加活動の場というものは、コロナ禍ではありますが、感染対策をしながらいろいろと参加していただくような形が必要だと思っております。

いずれ配食サービスについては、必要な方たちにサービスを提供するというような形になってますので、そこら辺は御理解いただきたいと思っておりますし、やはり食の部分については非常に、健康状態を保つためには、高齢者のフレイル予防に対しては重要なものですから、ニーズがあれば引き続き対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 126ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の12節委託料の一番下の介護保険事業計画策定アンケート調査入力作業委託料について伺います。

この、計画策定アンケートというアンケートの内容は、どのようなものなのか伺いたいと思います。

それから、2点目。

128ページの、5款地域支援事業の1項包括的支援事業任意事業の1目包括的支援事業任意事業の中の18節負担金補助金補助及び交付金ということで、129ページの一番最初のほうになりますけども、成年後見制度利用支援事業助成金について伺います。

これ、住田テレビでももう一年ぐらいずっとやっております、利用、制度利用が伸びているのではないかと推測しますが、どのような状況なのか、それから課題なども出てきているのではないかと思いますので、併せて伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 荻原委員の、1点目の介護保険事業計画策定アンケート調査入力作業委託料の部分についてお答えいたします。

アンケートにつきましては、今第8期の介護保険事業計画を進めているところですが、次期の第9期介護保険事業計画を策定するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というものを実施する予定にしております。その調査につきましては、実施したものの入力をお願いするというような委託料になっているわけですが、ニーズ調査の内容といたしましては、まだ確定はしておりませんが、第8期の計画のときには、あなたの御家族や生活状況についてどうですかとか、一人暮らしですかとか夫婦二人暮らしですかというような設問であるとか、あとは体を動かすことについてどうですか、階段を手すりや壁を伝わらずに上っていただけますかとか、そういうような30項目程度の調査がございます。その調査の内容について、皆さん来年の1月ぐらいに予定しているものですが、そういう調査をしていきたいというふうに考えているものです。

2点目の成年後見の助成の部分についてですけども、この部分については、成年後見制度を使った場合に、後見料として月数万円のお金がかかるわけですが、その部分に対しての助成をしていくというような形になっております。

成年後見制度につきましては、現在1名の方が御利用になっているところになっております。

課題としては、まだまだ制度等の周知がなされていない部分もありますので、引き続き制

度の普及啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 内容としては町内に、高齢者に配られたフレイルの心得のときのアンケートと似ているのかなというふうに受け取りました。この集計結果や分析というのは、一般に開示されて町民に活用されるものなのかについて伺いたいと思います。

それから、2点目についてですけども、1名利用ということですが、この成年後見制度ですけども、実は弁護士とか司法書士の方がやっておられる、何ていうんですか、そういう非常に法的に確定しているというか、そういう後見制度と、それから、まちで町民後見制度というのもやっているんだと思います。私が伺いたいのは、この成年後見制度の助成とかそういうものをしながら、その弁護士とか司法書士がやっている後見制度を、何ていうんですか、利用促進をするのか、または町民の後見制度の利用促進をするのか、または町民後見人づくりをまずは急ぐのか、その辺の目的を、目的というか、そういうものがどこに置いているのかということについて伺いたいと思います。

○委員長（高橋 靖君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 先ほどのアンケートの結果につきましては、全国で同じシステムで入力しますので、見える化システムというものがあるわけですけども、そこで全国的な数字は開示されるというふうなので、皆様にも開示することは可能かというふうに考えております。

2点目の、後見人の手法の部分になりますが、どれをメインにということではなく、その人それぞれによって、弁護士さんの方がいい場合、司法書士の方がいい場合、町民後見人の方がいい場合と様々なパターンが想定されます。あくまでも選ぶ方についてはその御自身という方になるので、そこら辺はいろんなパターンを考えながら対応していきたいというふうに思ってますし、町民の後見人につきましては、今現在12名ぐらいの方がいらっしゃいますけども、制度を理解していただき、研修、成年後見の養成講座を受けた方10名、12名いらっしゃいますが、そういう方たちと毎年研修会も開催を重ねておりますので、知見を蓄えていただきながら制度の対応には当たっていくというような考えでいます。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） では、1点目についてちょっと気になっていることがあるので、そこ

を。

1点目について、この入力作業を外部に委託するというのですが、先ほど伺いますとプライバシーに関わるようなこともいろいろあると思うんですが、その個人情報の入力を外部に委託するという点について、問題はないのかということをお伺いしたいと思います。

それから、2点目について、今利用されている方は1名、1件あるということですが、この5,000人のまちで、どの程度の利用者数というのを将来的に目指しているのか、その辺について伺いたいと思います。

○委員長（高橋 靖君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 荻原委員のただいまの、アンケートの入力作業の外部委託することについて、個人情報の関係で問題ないかというところですが、契約する場合には個人情報の守秘義務の契約条項入れますので、そこで安全性については担保されるのかなというふうに思っております。

2点目の、成年後見の、将来どれぐらいの方が利用するのかというようなことですが、そこについてはまだ人数どれぐらいいるかというものは把握していないところです。ニーズ、望む方がいらっしゃればそれをきちんと、対応できるような体制を整えていくというような考えでいます。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） これで、議案第3号、令和4年度 住田町介護保険特別会計予算に対する…。

〔「そのほか」と言う人あり〕

○委員長（高橋 靖君） 失礼しました。

そのほか、ありませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 介護事業全体のことでございますが、今政府が目玉としたケア労働者の処遇改善の関係で、これまで児童学童等保育士のことを確認してきましたけど、介護の労働者の処遇改善というのが、事業所の運営や介護事業を行う上での大きな課題であるということで、この処遇の関係は直接国と事業者のほうでやるわけですが、まちのほうで、この町内の事業者における介護労働者の処遇改善の取組の状況をどのよう把握しているか確認させていただきます。

あともう一点は、128ページの5款の地域支援事業の中で、要支援者向けの訪問介護と

通所介護は介護保険サービスから外されて、ボランティアなどの多様な担い手によって運営されてきていると、福祉協議会がその役割の中心をなってきた、住田町における認知症カフェの運営などはその先進的な事例として取り上げられるわけですが、これら進めてきての財政運営、人的な問題を含めてのまちの実態をどのように捉え、今後の課題は何か、その点をお聞かせください。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの佐々木春一委員の1点目の御質問でございます。

ケア労働者に対する処遇改善につきましては、町内の事業者さんにお聞きしたところ、改善をしていくというようなお答えをいただいているところです。

何%どうなるのか詳細はお聞きしておりませんが、実施する方向で動いているというようなお話は聞いております。

それから、もう一点目の要支援者の部分の財政面、人的な面及び今の実態について、それから今後の課題についてという部分についてですが、財政的な部分については、この地域支援事業については国の補助金が入っているというような中身になっているところです。なかなか、補助金のほうについては減少傾向であり、厳しい部分ではあるというふうには捉えておりますけれども、財政面については捉えているというところになります。

それから、人的な問題についても、やはりなかなかサービス提供者側の方たちが高齢になってきているというような部分もありますので、そういう課題をクリアしていかなければならないものかなというふうに思っております。

町の実態につきましては、要支援の方、それから総合事業を御利用なされている方、最近ですと、若干要介護3から5よりは要支援1、2、要介護1から2の方たちの利用が増えてきているというような状況になっているところです。

そう利用をしていたからこそ、要介護3、4、重度化しないというような状況も見受けられておりますので、今後も、介護度が軽度な場合で、サービスを提供していただくというような方向が必要ではないかなというふうに思っております。

課題という部分についてですが、先ほどお話ししたとおり財政面の部分もありましょうし、人的な部分も課題だというふうには思っておりますが、町民高齢者の皆さんが、フレイルにならずに元気でいく施策も新たに必然ではないかなというふうには考えているところです。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 処遇の改善のところ、いずれ事業所が運営していくための人材確保と、そのためには処遇の改善がどうしても必要であるというふうに見ておきまして、この国で示された処遇改善の制度を活用して、町内の事業所が処遇改善に取り組むという方向でなっているのか、既に2月から始まっているわけで、10月までという部分があるわけですが、今回のこの制度を活用して処遇改善に当たるということで確認なさっているかどうか、そこら辺、もう一度確認します。

○委員長（高橋 靖君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 町内の事業所の方たちが制度を活用して実施しているのかというようなお話でございますけれども、制度を活用して2月から実施しているというようなお答えをいただいているところです。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） そのほか、ありませんか。

これで、議案第3号、令和4年度 住田町介護保険特別会計予算に対する質疑を終わります。

---

#### ◎議案第4号の質疑

○委員長（高橋 靖君） 次に、議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行います。

歳入歳出全部について質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 後期高齢者医療の関係の、県の議会の議員として町長が出席しているんで確認させていただきますけれども、今年10月からの後期高齢者、75歳以上の医療費の窓口負担が2割になるということで、非常に、コロナ禍でもあって高齢者の医療費が負担が多くなるというのは問題ではないかというふうに捉えておりますし、あと通常の方と同じような、所得の高い方々は3割という負担というようなこともあるんで、その辺が高齢者医療の議会の中で議論はなかったものか、そして、この医療費負担の2割に上がるというところ

ろを町長自身どのように思っているか、見解をお聞かせください。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 高齢医療の保険料に関しましてですけれども、委員おっしゃるとおり、やはり制度的な部分もありますけれども、一番大きい要因は、上がる要因として、団塊の世代の部分在今后急激に後期高齢者のところに入ってくるという、人数的なこの変動の要因が多い。そして、その保険料に関わる部分で基金の部分、2年2年の見直しの部分ですけれども、現行のままでいくと、4年で基金が枯渇するというような資産になっているというような状況の中で、事務局当局については値上げを御理解いただきたいというような説明でございます。それに対しまして2名の議員の方から、それぞれの立場の中で質問がありました。やはりその値上げ、これは逆にコロナ禍において対象者の負担増につながるのではないかとということで、上がるべきではないというような御意見もありますけれども、結果的には、10月以降の部分、上げざるを得ないというような結論に至ったところでございます。いずれこういう状況の中で、その基本的な基金の活用のあり方、含めて、世の中が大きく変わってきているというところで、その制度等、またそれ単一の部分ではなくて、予算全体も含めた中で、国が施策としてそこら辺のあり方をしっかり考えていただかないといけないなというふうな印象も持っております。1自治体、1議員でどうしようもない部分があるわけでもありますけれども、その上がるという、保険料が上がるということに対しては、多くの方が大変だと思いきも当然あると思っておりますけれども、基金含めて、その財源がないというような状況はどうするんだと、そこをどう担保するんだという、難しいかじ取りだなというふうに捉えております。

○委員長（高橋 靖君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） そこで心配するのは、コロナ禍の中で高齢者、精神的にも経済的にも追い込まれている人もある中で、窓口負担が一気に2倍になるということになると、診療の控えるというふうなことも出てくるのではないかと。そうなってくると、今度は病気を、重症化になって余計に医療費がかかるというようなことも心配されます。健診の状況を確認すれば、75歳以上の人たちは、まちの高齢者の健診をということで推奨しているわけですが、そういった意味でも、窓口負担が多くなって以降の高齢者の健康状態と、健診割合も点検しながら対応していかなければならないということで大切だと思うんですけれども、今年度からとしての、高齢者に対する健診の推進をどのように、余計に改めて取り組まなければ

ならないと思うんで、その点をお伺いします。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 佐々木春一委員の、高齢者の皆さんの健診の受診というところでございます。

例年人間ドック、町の総合健診を含めて健診、高齢者の健診の部分につきましては、おおよそ450人ぐらいの方が健診を受診させていただいております。

なかなか、健診を行っても歩いてこれないとか様々な条件があるわけですが、そういうところもあります。やはりこう病院受診されてる方については、病院のほうの健診結果とかが出ますので、そういうのを活用していただきたいと思っておりますし、さらに私たちのほうも、高齢者の健診について受診率が向上できるように、科学的根拠に基づいた説明資料を入れるなど、もしくは訪問した際に口頭で、健診受診してくださいみたいな形のことをお話ししながら、受診率の向上には努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ、高齢者の受診抑制が病気の重症化にならない、あるいは家族や地域の、特に保健推進委員等々の地域の実態を把握しながら、医療費が高額にならないように、対応できるようにしていただければと思います。

以上で終わります。

○委員長（高橋 靖君） 要望です。

そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（高橋 靖君） これで、議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終わります。

---

#### ◎議案第5号の質疑

○委員長（高橋 靖君） 次に、議案第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算の審査を行います。

歳入歳出全部について質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 質問をさせていただきます。

全体的なことになりますので、副町長にお尋ねをいたします。

簡易水道下水道に関わって、一般質問の中でも新採用の件でお尋ねをいたしました。担当者お一人がこの春に定年により退職いたしますことから、お伺いをいたします。

今まで2人体制で簡水下水業務を行っていたわけですが、令和4年度については、この新採用が見込めていないということでありました。簡水下水を今まで2人でやってきたものが、1人で行っていかねばならないというふうな実態かと思いますが、どのような人的対応で図っていく考えかお尋ねいたします。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 村上委員御質問のとおり、今年度1名が退職することになっております。その件につきましては、3回ほど職員採用募集をしましたが、それから私、その間担当者と共に岩手大学のほうの先生のほうにもお邪魔していろいろお話をしまして、お願いしてきたところですが、なかなか採用試験に応募していただけなかったということが現状であります。それで、今後のその簡水下水ということでございますが、課内の体制を変えて、少しフレキシブルなやり方に変えようかなと、係長という係の仕事から主査制ということを採用して、お互いの仕事のやり取りができるようになって1人の方は簡水下水専門の仕事ができるような形にしたい、来年度は運営していきたいと思っております。

○委員長（高橋 靖君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 課内での配置といいますか、その分掌といいますか、フレキシブルにこうして対応をしていきたいということですが、簡水下水というのは私たち人間が生きていくためにとって、まず欠かすことができない重要なライフラインなわけです。担当者の今までのお話を聞いてますと、例えば大雨が降ったりとか台風が来ても、夜間に自分のところの携帯のほうに警報が鳴るんだそうです。そうしますと、そういう場合でも現地、現場に行つて、どういう状況かを把握しなければならない。精神的なかなり負担があるようです。それから、公会計が始まりましたので、その公会計に対応するために簿記の資格を取ったりとか、いろいろ本当に苦勞をされているというふうなことも聞いております。そこで、やはり健康、

職員の健康が大事、第一でありますので、それを守るという意味で、再任用というような形のところも考えていくべきじゃないのかと。ただし、再任用の場合は給料が2割ほど下がるというふうに聞いております。2割下がったところに同じ仕事をやってくださいと言ったって、これは誰だって就くはずありません。ですから、こういう特殊な業務、例えば看護師さんもそうでしょう、保育士さんもそうでしょう、それから保健師さんもそうでしょう。特殊業務に限っては、再任用のときには給料は下げないで今までどおりにするというふうな、そういう待遇をしないと、やはりそのまま、あとは辞められて戻ってこない。それが現実です。民間のほうの給料のほうが高いわけですから。ここは、ですから新採用も大事ですけれども、こういう今までの、人生結構長く仕事できますので、そういう採用の方法もぜひ考えて、新年度対応していただきたいと思います。でないと職員は倒れてしまいます。

お答えをいただきたいと思います。

○委員長（高橋 靖君） 副町長、横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 職員の健康状態を心配していただいたところでございますが、先ほど職員配置につきましては、技師と共にもう一名一般職の方を職として充てまして、その方には事務一般を行っていただきたいなど。技師の方はその専門職のほうで活躍していただきたいと思うところで、今人事を考えているところでございますので、その辺は対応していきたいと思っておりますし、確かに大事なライフラインではございますが、そのとおりでございます。ただ、職員は災害等になれば、建設課だけではなく、農政課、民生課、それから総務課が中心となって各自災害対応、職員の皆様でやっておりますので、建設課だけということではなく、職員全体で災害対応には当たっております。ただ水道関係については、村上委員がおっしゃるとおり、そのような仕組みになっていることは事実でございます。ただ、災害対応ということであれば、職員全体が一丸となって取り組んでいるところでございます。

それから、会計任用、再任用制度でございますが、それは職員に全体に周知しておりますので、その辺は職員の判断によるかと思っておりますが、10割ということはなかなか難しいのかなと思っております。

○委員長（高橋 靖君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 最後になりますが、いずれ新採用という形でそれも大事だと思いますが、辞められる方の技術、今まで持っている経験、そういう人的なつながりとか、これからの世の中はそういう時代だと思います。人生もう70年です。ですから、60歳で定年されてもまだまだ10年働けますので、そういう人的資源をぜひ大切にさせていただいて、例えば

新採用、あるいは途中採用の方が埋まるまででもいいから、つなぎとして、ぜひそういう対応を考えていただきたいと思います。

もう一度、副町長にお願いいたします。

○委員長（高橋 靖君） 横澤孝君。

○副町長（横澤 孝君） 先ほどもお答えしたとおり、再任用につきましては、技師の方だけでなく、一般職の方についてもお願いして周知しておりますが、あとは御自身の判断になるかと思います。

それから、待遇については、現段階では今の待遇で行っていきたいと思っておりますし、それから、職員の定年については、私の記憶、思い違いでなければ、来年度なりからは徐々に定年の年限も上がってきますので、その辺については、カバーできていけるのかなと思っております。

○委員長（高橋 靖君） そのほか、ありませんか。

3番、佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 1点についてお伺いします。

11ページの2番、流動資産、貸倒引当金103万8,571円についてお伺いします。

令和2年度に公企業会計になり、間もなく2年になるわけですが、令和2年度決算では未収金が421万5,902円で、そのとき103万8,571円の貸倒引当金の計上で決算になっております。令和3年度、今の年度ですが、予算では年度末の未収金額が427万4,902円で、貸倒引当金が前年度決算と同じ103万8,571円でした。令和4年度の予算では年末の未収金の予定額が421万5,902円となっておりますが、引当金の額が同じように103万8,571円となっております。

貸倒引当金というのは、未収金の額やあるいは債権の回収の困難な度合いなどによって引当金を計上するものと思われませんが、未収金の額が違うのに同額の計上ですが、どのような計算、積算方法と基準により予算設定したのか、お伺いいたします。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） お答えいたします。

貸倒引当金の計上方法というところでございます。

予算書の14ページには重要な会計方針の注記として記載をしておりますけれども、引当金の計上方法といたしまして、(4)番の貸倒引当金ということで記載しております。個別

に回収可能性を検討しての見込額を計上したというものでございます。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） そうすると、額が違って3年間同じだということの解釈でよろしいでしょうか。

今年もあと20日ほどあるわけなんです、未収金は平成の11年から23年以上になりますか、毎年途切れることなく未収金が発生しておるわけなんです、これの回収についてはどのように考えているかをお伺いいたします。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 未収金の回収についてということでございます。

未収金の回収につきましては、引き続きその回収に努めたいと思うところでございますけれども、それが不能な、どうしても回収不能と思われる部分につきましては、税務課などと連携しながら、下ろす部分は下ろすような、そちらのほうも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 佐々木初雄君。

暫時休憩。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時22分

○委員長（高橋 靖君） 再開します。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 貸倒引当金が同額な理由ということでお答えいたします。

貸倒引当金につきましては、企業会計に移行して、103万8,571円というところで繰り入れて引き当てしたところでありまして、実際に欠損処理がなされていない、債権放棄がしていないというところで、そのまま同額を繰り越し、見込んでいくというところでございます。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 令和4年度から債権管理条例が施行されるわけなんです、公平公正な負担というかそういうのが、納める人と納めない人ではうまくないわけなんで、破産法で債権を免れたものとかあるいは亡くなってしまった方とか、あるいは相続人放棄してしまったとか、当然回収できないものもあると思うんですが、そういうものについては、公金を会計で貸倒引当金で、あるいは今度の条例で償却できることにもなるわけなんで、健全経営のためにもそれはそれでやってもらいたいと思うし、あるいは容易に債権放棄をしないように、毎年回収計画を作成して取り組むとこういうふうにもなっておりますので、その辺を十分管理していただきたいなと思います。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 委員おっしゃるとおり、その未収金につきまして、返済、回収が可能かどうかその辺調査いたしまして、その破産等回収不能と思われる分につきましては、慎重に判断しながら整理するようしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋 靖君） そのほか、ありませんか。

これで、議案第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算に対する質疑を終わります。

---

#### ◎議案第6号の質疑

○委員長（高橋 靖君） 次に、議案第6号、令和4年度 住田町下水道事業会計予算の審査を行います。

歳入歳出全部について質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 下水道事業について伺います。

下水道事業経営戦略令和4年3月改訂版を見ますと、本町の下水道普及率は35.37%、下水道の接続数は年々増加傾向にあるが、下水道区域内の新たな拡張はしない方針というふうなことのようです。これはエリアを拡張しないという意味だと思います。また、いろいろ

伺ってみますと、区域内、エリア内の下水道普及率は大体80から90%程度ということですので。区域内、エリア内の下水道未接続者の解消に向け、どのように加入促進に取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 下水道接続者、未接続者の解消というところでございます。

令和3年度につきましては、新たに7軒の接続があったところでございます。下水道への接続につきましては、機会を捉えて、お願いをしているところでございますけれども、なかなか思うように、接続率も88%というところで固定化されてきているというか難しい部分はあるところではございますが、今後も機会を見て、接続を勧奨していきたいというところでございます。

○委員長（高橋 靖君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） この改訂版の中で見ますと、加入促進に向けて広報等の周知をしていきたいというようなことも書いてありました。この広報等の周知以外のことでどのような取組をお考えなのか伺いたいと思います。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 広報以外というところでございますけれども、今考えているのは、個別に訪問なりしてお願いするということかと考えてございます。

以上です。

○2番（荻原 勝君） 個別訪問以外にもいろんな、何ていうんですか、モチベーションを高める要因もあるかと思いますが。それから最後に、この中で、将来的な料金水準等の検討ということも触れてありましたけれども、その点については、どうお考えなんでしょうか。

○委員長（高橋 靖君） 答弁を求めます。

建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） お答えいたします。

下水道料金の検討というところでございます。

令和2年度に企業会計のほうに移行しました。それで、財産の見直しなども見えてまいりましたので、長期的な収支見直しを立てているところでございます。それで、料金につきましては、その原価というものもありますけれども、今後のその財政状況とか見直しとか、そ

ういった部分も加味しながら適切な部分を考えるというところであると思いますので、収支見通しを精査しながら検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（高橋 靖君） これで議案第6号を…。

佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 簡易水道と同じような状況なので、引当金については答弁はいりませんが、そういうことで質問を終わります。

○委員長（高橋 靖君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（高橋 靖君） これで、議案第6号、令和4年度 住田町下水道事業会計予算に対する質疑を終わります。

---

#### ◎議案第1号から議案第6号の総括質疑

○委員長（高橋 靖君） これまで各会計ごとに質疑を行いましたが、これから、各会計予算全部について総括質疑を行います。

発言を許します。

3番、佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 3番、佐々木初雄です。

令和4年度当初予算案に対する総括質疑を行います。

先ほどまで、令和4年度一般会計、特別会計、各会計予算について、3日間にわたり慎重審議がなされました。重複する点もあると思いますが、よろしく願います。

最初に、町長にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症第6波の収束が見えない状況が続いています。町長は、コロナ禍による町民の暮らし方、働き方などが大きく変化する中、変革と協働により、これからの時代にふさわしい行財政運営を実現し、日々の暮らしに豊かさを実感できる、従来の行財政運営の仕組みや業務の改革と、社会の変化や課題に的確に対応できる組織づくりを目指す

しています。小さな町だからこそできること、住民福祉の向上、住みたい、住み続けたいまち、共生のまちを目指して、果敢に挑戦していく展望をお願いします。

次に、副町長にお伺いします。

まちの財政は、歳入の多くが地方交付税などの依存財源に頼っている状況にあります。令和4年度の一般会計歳入46億円のうち、地方交付税などの依存財源が70%以上を占め、町税などの自主財源が非常に少ない割合であります。自主財源を増やすには、町民一人一人の所得が上がること、企業などの活動により事業税が増えることにあります。自主財源を増やすことにつながる、個人や企業の所得向上施策をどう考えているかお伺いします。

次に、教育長にお伺いします。

小中学校の統合計画についてお伺いします。

町内の小中学校のあり方について、過日、本年度第4回住田町教育審議会が開かれました。これまでの会合での意見を踏まえ、審議会では3月に答申を行うとしていますが、統合計画についてどう考えているかお伺いします。

次に、職員の健康管理、職務管理についてお伺いします。

行政運営は、職員が健康で職務をすることで成り立っています。職員の健康管理が大切です。全職員、健診の受診が望まれますが、健診後の指導と、過重労働による健康への影響と働き方改革、業務改革をどう考えているか、お伺いします。

次に、まち家世田米駅の事業についてお伺いします。

耐震診断を踏まえ、蔵の改修により、まち家世田米駅の施設の事業がほぼ終わりになると思われま。大きな金額の投資をしているので、住民交流拠点施設の初期の目的の達成に向け、不稼働資産とならないよう、施設の利活用と運用をどのように考えているかお伺いします。

次に、債務管理条例の運用についてお伺いします。

現在、まちは各種の多額の債権があります。町民の公平性の面からも、回収することが大事であります。20年を超える期間、滞納になっている債権もあります。令和4年4月から債権管理条例が施行されます。毎年度、徴収計画書を策定することになっているので、安易に債権放棄しない回収方策と、回収不能な債権処理をどのように行っていく考えかをお伺いします。

次に、森林整備についてお伺いします。

伐期を迎えている山林が多くある町内の林家で、高齢化や経営意欲の低下で山林の再造林

を望まない方がいると思われます。森林・林業日本一のまちづくりを目指しているまちとして、森林環境譲与税を財源とした森林整備や担い手対策等にどのように取り組む考えか、お伺いします。

次に、簡易水道下水道会計についてお伺いします。

令和2年度から公営企業会計に移行して2年が経過しますが、人口減少などにより使用料収益の伸びが期待できない状況で、安全安心な水の供給を第一に、災害に強い施設のあり方、老朽化に伴う施設の維持管理、更新への対応、給水原価と供給単価を考えた公平負担のあり方についての考えをお伺いします。

次に、水田活用の直接支払交付金についてお伺いします。

令和4年度から、水田活用の直接支払交付金を見直すとの発表がありました。制度の内容と、農家への影響がどのようにあると捉えているのかをお伺いします。

次に、滝観洞観光センター受付棟の改築工事についてお伺いします。

滝観洞観光センターの受付棟の解体工事が行われますが、町内の重要な観光資源である滝観洞なので、誘客を図る上で、解体後の再開発の改築工事を急ぐことが必要であることから、いつどのように改築を考えているのかお伺いします。

次に、公共交通体系の整備についてお伺いします。

日常生活に車の運転が欠かせませんが、近年、高齢者の交通事故が増えていることで、車の免許返納する方が増えている状況にあります。買い物、通院などの日常生活に交通の利便性が欠かせません。民間路線バスの運行中止や減便で不便な状況であります。町独自のコミュニティバスの利用状況は決してよいとは言えませんが、運行をどのように考えているのか、お伺いします。

次に、健診についてお伺いします。

医療資源の少ない当町では、病気にならない疾病予防と早期発見、早期治療が重要であることから、健診が大切であります。誰もが安心して働き、生活していくために、疾病予防策と健診の重要性を周知し、受診率向上を上げる取組をどう進めていく考えか、お伺いします。

以上、多くなりましたが、12項目について、予算審査の総括といたします。

○委員長（高橋 靖君） ここで、総括質疑に対する答弁を保留し、11時40分まで、休憩します

休憩 午前11時11分

再開 午前 11 時 40 分

○委員長（高橋 靖君） 再開します。

休憩前に保留しました、3番、佐々木初雄君の総括質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（神田謙一君） 私からは、1点目の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症拡大、感染拡大防止、また感染症対策に御理解御協力をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

コロナ禍の中、町民の暮らし方、働き方等大きな変化を余儀なくせざるを得ない状況、また、コロナのような急変ではありませんけれども、実感に乏しかったわけではありますが、少子高齢化社会、人口減少の進行が、ボディーブローのように蓄積をされ、そして、20年間にも及ぶデフレ状態と、環境は大きく変化しております。まさに、過去を論ずる時代ではなく、先を論ずるときでもあるというふうにも考えております。私は、職員にも基本と変革を促しております。今後の住田、将来の住田をどうつくるのか、どう次の世代に引き継ぐのか、そのためにはまず、基本と原点、足元をしっかりと見ること、その上で、前例踏襲ではなく、進めるべく変革を実行していくことが肝要であると話しております。私も議員の皆様方同様、住民の負託を受け町政に臨んでおります。基本は、個人のためではなく、町民、まちにとってどうすべきであるかが基本であり、そのための変革にチャレンジする、置かれた現況をどのように判断してそのあり方を模索していくことが努めと考えております。町民の幸福感のあり方は個人差があると思いますが、コロナでも経験したとおり個ではなく、まちとして、集団としての住民福祉の向上につなげなければいけません。そのためにはまず基本です。衣食住の基本に、原点に、現在5か年計画を作成、実行中であります。共生のまちづくり。基本は、一人は万人のため、万人は一人のため、また、故佐熊博住田町農業協同組合組合長、住田町長の教えに、奉仕は無限であるとの教えもありました。宗教の世界でも欲をコントロールすべきという教えがございます。まさに、心の幸せの創造が、共生のまちづくりにつながり、住民福祉の向上へとつながると思います。ハードルは高いと思いますが、汗くさく、泥くさく、着実にベクトルを同一方向に、そして前に進んでまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○委員長（高橋 靖君） 副町長。

○副町長（横澤 孝君） 私からは、2点目の自主財源の増加につながる所得向上対策についてお答えいたします。

まちの近年の財政状況の特徴としましては、施設整備に伴う交際費の高止まりと、老朽化している施設の維持補修費等の増加が掲げられるところであり、将来的に厳しい状況にありますが、持続可能なまちづくりに向け、限られた財源を有効に活用し、課題解決に向けて一丸となって行財政運営に努めていく必要があります。

自主財源の確保は、本町に限らず全国の自治体の願うところであり、地方財政の自主性を高めるためには、歳入全体に占める自主財源の割合が高いことが望ましいところではございますが、ほとんどの自治体においては、地方交付税の交付を受けた中での行財政運営となっているところですが、また本町の自主財源の割合は、その年度の予算額にもよりますが、おおむね全体の30%程度の推移となっており、その主体は町民税が占めております。委員御質問のとおり、自主財源を増やすためには、個人や町内の企業の所得の向上が必要不可欠となりますし、人口減少、少子化、高齢化対策としても根幹をなすものと捉えております。所得向上につながる施策については、端的に何かということとはなかなか難しいものと捉えているところですが、町長の施政方針演説で述べましたとおり、所得対策である農林業、商工業等の振興を進めるとともに、まちの産業の安定的な向上を図っていく必要があるものと考えております。新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない状況ではありますが、町内の産業、経済の活性化と振興を図り、町民の所得向上に努めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○委員長（高橋 靖君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 私からは、4点目の職員の健康管理と職務管理についてお答えをいたします。

職員の健康管理と職務管理につきましては委員御質問のとおり、職員が健康であることで行政運営が成り立っておりますので、職員の時間外勤務の縮減、有給休暇等の取得促進を中心として、毎月の課長等会議で意見交換を行い、職員の働き方改革の徹底を図っております。また、職員衛生委員会においては、全職員の検診受診を目指し、検診受診率向上や、検診結果について医師も交えて協議しているところであり、検診後の指導が必要な職員については、保健師の面談をはじめ、毎月の健康相談会の紹介や病院の受診を進めているところであり、加えて、職員の過重労働で行政運営への影響が出ないようにするための業務改革につき

ましては、事務事業の見直しや、事業のスクラップアンドビルドなどを進めておりますが、さらなる業務の効率化も図ってまいりたいと考えております。

○委員長（高橋 靖君） 税務財政課長。

○税務財政課長（佐藤 修君） 私のほうからは、債権の管理についてお答えいたします。

県内において、徴収率上位にある当町におきましても、徴収が難しい債権は、委員御指摘のとおり多岐にわたっております。そうした中において、債権を適正に管理し、回収することを目的に、債権管理条例を設定し、明確な債権の回収、処分を合理的に進めていこうと考えているところでございます。基本的には今までと同様に、債権の解消に向けた相談業務を中心に、住民に寄り添いながら、案件ごとに債権回収の方向性を決めていくことが重要と捉えております。公平公正な債権回収を進めるためには、もちろん安易に債権放棄することなく進めることが重要であり、法に基づいた調査、滞納処分を中心に債権の回収に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高橋 靖君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私からは、5点目のまち家世田米駅の事業についてお答えいたします。

住民交流拠点施設まち家世田米駅は、住田町中心地域活性化基本計画が目指す世田米商店街などの活性化や、歴史的な魅力の再発見による町内外の人流、交流の主要な施設として、平成24年度に事業に着手しました。歴史的な木造建築や土蔵群の整備、活用という全体計画に対し、土蔵3棟の整備を残す形で事業を進め、平成28年度にオープンしたところでございます。現在は新型コロナの影響で計画どおりの運営とはいかない状況ですが、まち家世田米駅は、その目的に沿う形でレストランやイベントの開催など施設運営を行い、誘客や町内の人的交流に寄与してきており、特にも町外からの来客割合が多く、住田町を町外へ発信することに関しては大きな役割を果たしてきているものと捉えております。

また、平成29年度には建物の歴史的価値が認められ、国登録有形文化財の指定を受けております。そして全体計画を進めるべく、国の登録有形文化財建造物修理等補助金を活用し、土蔵の整備を行う予定でありましたが、計画当初から数年が経過したことで、対象となる土蔵の状態は老朽化や腐食、落壁等が進んでおり、改めてそれぞれの状態を確認する必要があるものと認知したところであります。

今後、建物の状態を確認するための調査を行い、日常的な安全対策も含め、今後の対策を

検討してまいります。その上でまち家世田米駅の全体的な有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 私からは、公共交通体系の整備、コミュニティーバスの運行の考えについてお答えいたします。

現在のコミュニティーバスの運行は、運行数や路線は多くありませんが、減っていく公共交通を維持、確保していくという考えで取り組んでいるものであります。その運行は、川口上有住線、八日町遠野線、令和2年10月からは県交通の中井線の一部が廃止となったことから、役場中井線の運行を開始するなど公共交通の確保に努めており、町営バスとしての役割を果たすべく取り組んでいるというところであります。今後のコミュニティーバスの運行を含めた公共交通につきましては、現在のように、存在したバス運行路線の維持確保に努めていくとともに、施政方針演説で申し上げましたとおり、生活実態に即したよりよい地域公共交通システムの構築に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 私からは、健診の受診率向上に係る取組についてお答えします。

委員御質問のとおり、疾病予防方策と、健診や健診の重要性の周知については非常に重要なことと捉えており、健診の申し込み時期、各健診の実施時期に、広報すみたや住田テレビで、また、受診券発送時に科学的根拠に基づいたチラシを同封するなど、様々な機会を捉えて町民の皆さんに周知活動を図っているところです。受診率向上に向けて、令和4年度については今までの取組に加えて、令和3年度まで乳がん検診と子宮がん検診の実施日が別々でしたが、令和4年度については同日検診を実施し受診者の利便性を高めるほか、胃がん検診、大腸がん検診は、申込み者の40から50代の方に受診勧奨はがきを送付するなど、的を絞った対策を実施していきたいと考えております。

自分の健康を守るためには自分の体に向き合うことが予防の第一歩となります。委員をはじめ町民の皆さんにおかれましては、健診の重要性を御理解いただき、受診していただくようお願いいたします。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 建設課長。

○建設課長（佐々木 真君） 私からは、簡易水道下水道事業会計についてお答えいたします。

簡易水道下水道事業につきましては、利用者皆様の生活に直結するものであり、安定したサービスの提供が不可欠であります。施設の適切な維持管理に努め、施設を将来にわたって安定的に稼働していくことが必要であります。下水道事業におきましては、電気や機械設備等から更新時期を迎えます。それらの更新を計画的に進めるため、来年度から計画作成に取り組む予定であります。簡易水道事業におきましても、同様の取組を検討していきたいと考えているところであります。また、料金を考える上では、給水原価等は基になるところであります。それに加えて、経営の置かれている状況や他の団体の水準など、種々勘案する必要がありますと考えております。両事業は令和2年度に公営企業会計に移行しました。今後の収支見通しは住民を、住民負担を考える上で重要なところと捉えております。資産の状況や今後の人口減などを踏まえ、見通しを立てて適切な負担を考えてまいりたいと捉えております。

以上でございます。

○委員長（高橋 靖君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 私からは、はじめに水田活用の直接支払交付金についてお答えします。

水田活用の直接支払交付金は、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率や自給力の向上と、魅力的な産地づくりや高収益作物の導入や定着などを支援するものです。

令和4年度からの主な見直し内容のうち、飼料用米等の複数年契約については、10アール当たり1万2,000円から6,000円への減額、多年生牧草については、播種を行わない場合は10アール当たり3万5,000円から1万円への減額となります。また、今後5年間に一度も水張りが行われない農地は、令和9年度から交付対象水田としない方針であることから、これらの見直しが本町農業に与える影響は大きいものと捉えています。畑作物生産振興や農地保全など、水田活用の直接支払交付金の果たす多面的な役割は大きいことから、5年間の水張りが行わない農地を交付対象としないという国の方針の見直しが行われるよう、関係市町村や農協等関係団体と連携を図りながら、国や県に要望してまいりたいと考えているところです。

次に、滝観洞の再開発についてお答えします。

滝観洞の再開発については、令和2年度に滝観洞及び周辺施設の魅力的な環境づくりによ

り持続的な観光振興を実現するため、整備計画としてまとめたところであります。整備計画のコンセプトは、洞窟と周辺施設が一体となった観光体験の提供としており、ハード整備、ソフト整備ともに段階的な整備や取組を進める方針としたところであります。整備計画の中で、滝観洞洞窟周辺の受付、飲食、休憩施設は老朽化が進行し、観光客にとっても施設運営者にとっても使いづらく、景観的にも課題のある状況であることから、短期的な取組として、まずは滝観洞受付施設の建て替えに取り組む計画としています。令和3年度にプロポーザル方式により設計業者を選定し、ワークショップにより、町民や施設関係者などの意見を取り入れながら設計を実施しているところであり、令和4年度に、現在の受付、飲食、休憩施設を解体、そして令和5年度には浄化槽設置工事と併せて受付施設新設工事を計画しているところです。滝観洞はまちの代表的な観光資源であることから、誘客を図る上からも、早期にかつ円滑に再開発を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○委員長（高橋 靖君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 私からは、森林整備、森林環境譲与税を財源とした森林整備や担い手対策等にどのように取り組む考えかという御質問にお答えさせていただきます。

森林環境譲与税につきましては、森林経営管理制度により、市町村が行う間伐等の森林整備、人材派遣、担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等に充てることとされております。この森林経営管理制度の内容につきましては、森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化した上で、森林所有者が自ら管理できない場合には、その森林の管理を市町村に委託して、市町村では、経済ベースに乗る森林につきましては、意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託するとともに、自然条件から見て、経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林については、市町村が公的に管理を行うこととなっております。

この制度で市町村が行う公的な管理としての間伐等や森林所有者の意向調査、人材育成、担い手の確保などの制度を円滑に機能させる取組に必要な財源として、優先的に森林環境譲与税を充てることとなっております。これまでに本町で実施してきました森林整備の支援事業等施策をさらに推進するとともに、この制度を進めていながら、私有林での森林整備の推進を図っていききたいものと考えているところであります。

また、林業の担い手につきましては、近年の高性能機械の利用拡大や研修制度などの充実により、伐採系のオペレーターの育成は進みつつあると捉えているところでありますが、一方特にも、造林や保育作業などの担い手の確保につきましては、全国の傾向と同様に急務と

なっていると捉えているところであります。本町ではこれまで、独自の担い手対策としての支援施策を実施してきたところでありますが、今後はICTの活用や、一貫作業等での作業の省力化など、担い手不足を補う新技術の投入も考えていきながら環境、森林環境譲与税も活用した、より効果的な担い手育成の施策を検討していかなければならないものと思っております。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 教育長。

○教育長（松高正俊君） 私からは、小中学校の統合についてお答えいたします。

町内の小中学校のあり方につきましては、今年度7月より4回にわたり開催されました住田町教育審議会におきまして、慎重に御審議をいただいているところでございます。審議会につきましては、今月17日に開催を予定しております第5回の会議で答申をいただくこととしておりますので、ここでの詳細な内容の説明はできないところではございますが、中学校につきましては、統合の方向で審議会委員の意見の一致をいただいているところでございます。答申後の対応につきましては、諮問内容が今後の本町における学校教育の根幹に大きく影響するものであることから、町長、住田町議会、保護者や地域の皆様への丁寧な説明と意見を頂戴することとしております。また、令和4年度に策定を予定しております第10次住田町教育振興基本計画への反映と、内容の具現化やスケジュール等の作成に向け、新組織の立ち上げを計画しております。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） これで、総括質疑を終わります。

---

#### ◎議案第1号から議案第6号の討論

○委員長（高橋 靖君） これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 1番、水野正勝であります。

令和4年度 住田町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

新年度当初予算に計上されております、5歳から11歳を対象とした新型コロナワクチン

の小児接種に関わる全ての予算のみに対し反対の立場を表します。

反対の理由は2点であります。

1点目は、健康な子供にコロナワクチンを接種する意義と必要性がないことであります。

ワクチンの一番の目的は、感染による重症化や死亡を防ぐことにあります。しかしながら、子供の新型コロナウイルスによる感染は、無症状か軽症で自然に治癒することが多く、重症化するリスクは著しく低いため、死亡するリスクはほぼありません。2022年1月21日時点の厚生労働省データによりますと、未成年者のコロナ感染死はこれまで4人おりますが、そのうち3人はもともと重度の基礎疾患があったことが分かっています。そしてもう一人は事故で亡くなり、その後のPCR検査で陽性反応が出たことからコロナ死扱いとされています。

令和4年2月10日に開催された厚生労働省厚生科学審議会では、子供へのコロナワクチンによる予防効果の根拠は未確定との結論が出されており、子供へのワクチンを接種することによる家族や同居高齢者等への感染予防効果や重症化予防効果においても、それを裏づける明確な根拠はいまだ存在していないものと捉えます。

これらの理由により、健康な子供にワクチンを接種する意義と必要性はないものと考えます。

2点目は、コロナワクチンの中長期的な安全性が担保されていないことであります。

新型コロナワクチンは緊急時の使用許可を得た特例承認医薬品に位置づけられており、医薬品添付文書の左上には劇薬と記載され、上段の説明文におきましては、本剤は特例承認されたものであり、承認時において長期安全性等に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中であると明記されています。実際に治験は今も継続中であり、現在は第IV相臨床試験中となっています。このようなコロナワクチンの特例承認医薬品としての実情を踏まえ、厚生労働省は審議結果報告書の中に、接種後長期の十分な安全性データが得られていないことには留意が必要であるとの記載をしております。ワクチンの安全性を確認する手続を特例承認で省略したため、厚労省も今後数年にわたって何が起こるか分からないまま接種を推し進めているのが現在の状況であります。

国内におけるワクチン接種後の有害事象疑いとして医師が厚生労働省に報告した事例によりますと、2022年1月21日時点で、死亡者数は1,444名、重症者もしくは重篤な症状が出た患者数は6,349名であり、そのうち未成年者におきましては、副反応が1,606名、重篤者は387名、後遺症8名、死亡者5名となっています。いずれも厚生労働

省のホームページにて確認できる情報であります。

海外に目を向けますと、米国におきまして、5歳から11歳のメッセンジャーRNAワクチンの副反応調査が公表されており、調査対象者数は、ファイザー1回目4万2,504名、2回目2万9,899名、集計期間は、2021年11月3日から12月19日の約1か月間です。主な有害事象として、痛み、発赤、腫れ、かゆみ、だるさ、頭痛、発熱など様々な症状が報告され、特にも注目すべき点は、1回目接種者内の5.1%、2,167名が、2回後7.4%、2,217名の子供さんが日常生活に支障をきたしている。そして、1回目接種後7.9%、3,357名、2回後10.9%、3,259名の方が学校へ登校できないといった報告がされています。

これらを踏まえまして、未成年者においては、明確なまでに、新型コロナウイルス感染による被害よりも新型コロナワクチン接種後の有害事象疑いのほうが上回っているものと捉えます。

今後何十年と先の将来があり、心身の健やかな成長とともに、これからさらに人体の仕組みも変化していく子供たちへの医薬品は、成人はもとより、高齢者に対するものよりも厳しい基準をクリアした、特段安全で安心なものでなければならないと思います。したがって、こうしましたメッセンジャーRNAワクチンの実態を踏まえ、未成年者への中長期的な安全性はいまだ決して担保されていないものと考えます。

以上、2点の理由により、令和4年度一般会計予算5歳から11歳を対象とした新型コロナワクチンの小児接種に関わる全ての予算のみに対し、反対の立場を取らせていただきます。

委員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、反対討論といたします。

○委員長（高橋 靖君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 7番、阿部祐一であります。

令和4年度 住田町一般会計予算、国民健康保険及び介護保険、後期高齢者医療特別会計予算、簡易水道事業会計予算及び下水道事業会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に続き、オミクロン株の感染が第6波となり、県内で猛威を振るっております。いまだに本来の日常からは遠く及ばず、経済的な打撃をはじめ、社会に様々な影響がもたらされました。本町においても、新しい生活様式の実践や健康意識の向上に努め、3回目の予防ワクチン接種が進み、一日も早い収束に向かうよう、町民と町が

一体となった最善の対策が求められます。

さて、令和4年度予算案につきましては、衣食住の充実を掲げる神田町政は、人口減少や少子高齢化など多くの課題がある中で、町民の福祉向上を願い、支え合う共生のまちを実現するために取り組んできているところでございます。

予算特別審査委員会においては、3日間にわたり慎重な審議が行われました。一般会計の総額は46億円で、前年度より2億5,000万円減少しております。これは有線テレビジョン放送工事、防災行政無線の設備更新、高齢者福祉センターの改修等ハード事業の完成によるものです。町の財政状況は健全化が図られておりますが、近年の大型公共施設の連続建設にともない、交際費が高い割合のまま推移しております。

歳入においては、実財源である町税は前年度よりわずかに減少の見込みであります。地方交付税等の依存財源に支えられている予算編成となっております。コロナ禍が続く中では、今後ふるさと納税などへの取組の強化が求められます。

主な歳出としては、今後のデジタル変革に向けて、役場、庁舎の情報化推進事業、新事業の自治体トランスフォーメーション推進事業の取組が挙げられます。また、新型コロナウイルス感染症対策としては、予防ワクチンの3回目の接種や、5歳から11歳までの子供への接種が開始となっております。農業関係では、産業振興を目指し、地域おこし協力隊設置事業により、仕事・学びプロジェクトへの取組、観光振興やストロベリープロジェクトが挙げられます。また、耕畜連携を目指し、鶏ふんペレットを堆肥として利用し、主要作物実証試験にも取り組むとしております。林業関係では、森林経営管理制度事業により、航空レーザー測量を実施し、森林整備に努めるとともに、自主財源の基となる町有林の造成事業にも継続して取り組むとしております。教育環境の整備では、町独自の地域創造学の研究開発に取り組む、住田高校の魅力化にも努めているとなっております。

特別会計におきましては、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療は、団塊の世代が75歳を迎えることから、ニーズがますます高まると感じます。的確な対応が求められます。

下水道や簡易水道の二つの特別会計も基本会計の移行が進み、減価償却資産や使用料の適切な管理が求められていくと思われまます。

来年度事業の一端を申し上げましたが、総じて限られた予算の中で優先度に応じ、町民のニーズに合わせた予算が生まれ、住民の福祉施策の実現を目指し、意欲のある予算と評価いたします。町民との協働を推進し、住みたい住田へ進んでもらいたいと思っております。

以上のことから、令和4年度の全ての予算案に賛成するものであります。

委員各位の賛同をいただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

以上です。

○委員長（高橋 靖君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 令和4年度一般会計当初予算案に反対の立場から討論をいたします。

反対の事業は、仕事・学び場創出事業の1点であります。

現在、予想される事業費の総額は1億2,200万ほどになっておりますが、これを確実に超過することは間違いありません。

反対の理由を申し述べます。

まずは担当課、担当をされている方には、一生懸命業務を遂行しているということにつきまして、感謝を申し上げたいと思います。

本議案に反対せざるを得ない理由は、本議案に議案を上程する以前の段階にあります。仕事・学び場の創出事業の議会説明は、ちょうど1年前の令和3年3月2日、3月議会一般質問初日終了後の議会全員協議会の場でした。その2日後が予算審査特別委員会です。その事業内容の予算は、既に印刷された令和3年度一般会計当初予算案に載っており、議会はこの事業について十分な議論を尽くすいとまがなかったというのが現実であります。議論を尽くすべき議会軽視と言わざるを得ません。当局の議会に対する姿勢は誠に遺憾であります。

反対理由の詳細であります。

7点申し上げます。

1点目。

当局はふだん、町民との協働が必要と言っております。本事業の予算化する前に、地元や関係機関、議会との十分な協議がなされず、本事業を進めようとしておることです。信頼関係はやはり大事であります。

2点目。

仕事・学び場創出の目的には、私は賛成であります。光ファイバー網を全国に先駆けて地域情報通信基盤整備をいたしました。しかしながら、今まで、こうして今日させていただいたとおり、その後のテレワーク等の生かし方がなされず、先行する自治体から10年も遅れているというのが現状です。やるからには、先行する自治体に負けない魅力のあるものとし、選ばれる住田町にしなければなりません。今までの説明を聞く限り、その研究が不足してい

ると感じます。

3点目です。

収支計画は、事業計画とともに、事業の可否を判断するための最も重要な計画であります。再三の求めでやっと出てくるようでは、事業そのものが危ういと考えます。人件費2人分で、福利厚生を含んで年収400万だとすれば、800万を含めず、地域おこし協力隊雇用による国の交付税措置を当てにした黒字であり、国の施策は継続保証はなく、厳しい現実を直視したものではありません。

4点目です。

本事業は、元町団地に計画するということでもあります。その理由として、震災の記憶と記録を後世に残す、今までのつながりの継続、輪を広げると、を挙げておりますが、テレワーク利用者及びユーザー側に立った視点ではなく、自己満足に陥っているのではないかと危惧をいたします。本事業の目的である仕事・学びの場創出は、これから町がやらなければならないデジタル変革と軌を一にするものであります。単につくるのではなく、これから到来するローカル5Gの時代やデジタル変革の視点から、どういうまちづくりをするかという構想こそが重要であります。

5点目です。

町がこれから計画する、蔵等のまち家フル活用計画や、生活改善センターと農林会館を含む庁舎周辺整備計画との整合性や利便性、採算性並びに、仮称であります。新昭和橋完成後の世田米商店街のにぎわい創出等の観点から、十分な議論が尽くされておられません。

6点目です。

元町仮設住宅17棟のうちの10棟分を木材を再利用するという考えであります。既に11年も経過し、かなり激しく木材は傷んでおります。解体した木材を使うという設計であることから、プランニング自体に自由度がなく、魅力的な建築物となっております。森林・林業日本一を目指すまちにふさわしい、庁舎、住田分署、上有住地区公民館に次ぐ木造建築のランドマーク的建築物とすべきではないか。

7点目。

最後であります。当町の人口減少と過疎化がますます進行する現状から、人的物的資源の選択と集中を図らなければなりません。事業が成功するには、成功する一つは、完成後の維持管理費が安く管理が容易であること、他の既存施設との相乗効果が見込まれること、町民との交流が容易であること等が挙げられます。その点の考慮が欠けております。

提案でございますが、まち家世田米駅土蔵2を解体し、その跡地にスペースを考慮し、総2階建ての仕事・学びの場木造建築を建て、1階に共用スペース、サテライトオフィス、2階にシェアハウスを配置する等の考えがあってもよいのではないのでしょうか。SUMICAと連携し、同指定管理による経費節減を図り、まち家世田米駅との連動により、SUMI cafe、kerasse、和室、簡易宿泊施設、蔵4のギャラリー等の利用と相乗効果を上げ、現在窮状にあえぐ商店街の活性化を図ることが重要と考えます。駐車場不足については、新しい昭和橋ができますので、散策コースで生活改善センター駐車場を利用するという方法もあると思います。住田町をすてきに変える、こういうコンセプトを掲げて活動することが重要です。

以上7点の理由から、仕事・学びの場創出事業に係る、令和4年度一般会計当初予算案に反対するものであります。

委員諸氏の御理解を賜り、御賛同をお願いするものであります。

○委員長（高橋 靖君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（高橋 靖君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（高橋 靖君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（高橋 靖君） これで討論を終わります。

---

#### ◎議案第1号から議案第6号の採決

○委員長（高橋 靖君） これから、各議案ごとに採決します。

議案第1号 令和年度住田町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（高橋 靖君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 令和4年度住田町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（高橋 靖君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 令和4年度住田町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（高橋 靖君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 令和4年度住田町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（高橋 靖君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和4年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（高橋 靖君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和4年度住田町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度住田町下水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○委員長（高橋 靖君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和4年度住田町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（高橋 靖君） これで本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

予算審査特別委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 0時25分